

土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	東灘区住吉東町4丁目1番の一部
指定の区分	☒ 要措置区域 ☐ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがあるため、法第6条第1項で規定されている「要措置区域」に指定
指定年月日	令和4年1月27日
特定有害物質の種類	テトラクロロエチレン
2. 土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壌汚染対策法 ☒ 第3条 ☐ 第4条第2項 ☐ 第14条 ☐ その他（ ）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壌汚染のおそれがあると認められた、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン、ふっ素及びその化合物
土地の地歴調査結果	・クリーニング工場として利用。 ・クリーニングで使用していた溶剤に、特定有害物質が含まれていた。
土壌の測定結果	・テトラクロロエチレン 溶出量最大値 0.2mg/L（指定基準値 0.01mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	427.38m ²
土壌汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	☒ 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） ☐ 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壌の直接摂取	☐ 健康影響のおそれがある（理由：土壌を直接摂取するおそれがある） ☒ 健康影響のおそれはない（理由：塀等で囲まれており一般の人が立ち入る土地ではない。）
4. 今後の対応	
土地の所有者等は、法第7条に基づく汚染除去等計画に従い、汚染の除去等の措置を講じる。	

位置図



指定区域図

